

令和 6 年度

和賀中央農業水利事業

猿田幹線用水路末端分水工ゲート他
積算参考資料作成業務

特 別 仕 様 書

東北農政局和賀中央農業水利事業所

第1章 総則

(適用範囲)

第1-1条

和賀中央農業水利事業 猿田幹線用水路末端分水工ゲート他積算参考資料作成業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目 的)

第1-2条

本業務は、和賀中央農業水利事業の一環として実施する猿田幹線用水路末端分水工ゲート、村崎野幹線用水路ゲート施設の工事に係る積算参考資料作成を行うほか、石羽根除塵機塵芥処理設備の補足設計を行うものである。

(場 所)

第1-3条

業務位置は、岩手県北上市和賀町藤根地内他であり、別紙-1 位置図に示すとおりである。

(土地の立入り等)

第1-4条

作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

(一般事項)

第1-5条

業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

1. 受注者は、作業実施の順序、方法等について監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。

(管理技術者)

第1-6条

管理技術者は、共通仕様書第1-6条3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択項目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	機械－機械設計等 建設－鋼構造及びコンクリート 農業－農業土木 農業－農業農村工学
	機械	機械設計等
	建設	鋼構造及びコンクリート
	農業	農業土木 農業農村工学

博士	農学 工学	
シビルコンサルティングマネージャー	鋼構造及びコンクリート	
	農業土木	

（担当技術者）

第 1－7 条

担当技術者は、共通仕様書第 1－8 条によるものとする。

（配置技術者の確認）

第 1－8 条

共通仕様書 1－11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1－12 条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

1. 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する業務分担を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
2. 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

（保険加入）

第 1－9 条

受注者は、共通仕様書 1－37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第 2 章 作業条件

（適用する図書）

第 2－1 条

積算参考資料の作成は、「令和 6 年度農林水産省土地改良工事積算基準（施設機械）」及び「令和 6 年度農林水産省土地改良工事積算基準（調査・測量・設計）」に基づき実施するものとする。また、設計作業の基本的事項に関しては、次の技術基準等を優先して適用するものとする。なお、他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。

番号	名称	発行所	制定（改訂）年月
1	土地改良事業計画設計基準・設計 水路工	（公社）農業農村工学会	平成 26 年 3 月
2	鋼構造物計画設計技術指針（水門扉編）	（一社）農業土木事業協会	平成 21 年 11 月
3	農業水利施設の機能保全の手引き	農林水産省農村振興局	令和 5 年 4 月
4	農業水利施設の機能保全の手引き「開水路」	農林水産省農村振興局	平成 28 年 8 月
5	農業水利施設の機能保全の手引き「頭首工（ゲート設備）」	農林水産省農村振興局	平成 22 年 6 月

(設計作業条件)

第2-2条

対象施設の諸元等は次のとおりである。

1. 積算参考資料作成他業務の設計内容 門数 6門

猿田幹線用水路 2門

猿田幹線用水路末端分水工ゲート (猿田支線)

形 式 スライドゲート

純径間 1.4m

有効高 0.75m

開閉方式 手動スピンドル式

猿田幹線用水路末端分水工ゲート (大坊支線)

形 式 スライドゲート

純径間 1.4m

有効高 0.75m

開閉方式 手動スピンドル式

村崎野幹線用水路 4門

戸田・西藤沢分水工ゲート (村崎野幹線用水路)

形 式 スライドゲート

純径間 2.1m

有効高 1.1m

開閉方式 手動スピンドル式

戸田・西藤沢分水工ゲート (西藤沢支線ゲート)

形 式 スライドゲート

純径間 1.4m

有効高 0.8m

開閉方式 手動スピンドル式

戸田・西藤沢分水工ゲート (戸田支線ゲート)

形 式 スライドゲート

純径間 1.4m

有効高 0.9m

開閉方式 手動スピンドル式

西藤沢配水槽取水ゲート

形 式 スライドゲート

純径間 1.6m

有効高 0.8m

開閉方式 手動スピンドル式

2. 石羽根除塵機塵芥処理施設 補足設計 1式

形 式 浮体式ゲート

純径間 2.5m

有効高 1.0m 程度

開閉方式 電動式

区 分	水 位	
ダム天端高 EL	124.500m	
スクリーン天端高	122.500m	
設計洪水位 HWL	122.400m	
常時満水位 NWL	122.000m	
最低取水位 LWL	118.700m	
スクリーン底高	114.200m	

(参考図書)

第2-3条

参考図書は、共通仕様書第2-1条によるほか、下表によるものとする。

番号	図書・資料名称	発行	制定（発行）年月
1	コンクリートのひび割れ調査，補修・補強指針 -2022-	(社)日本コンクリート工学会	令和4年6月
2	コンクリート診断技術'24	〃	令和6年5月
3	コンクリート標準示方書（設計編）	(社)土木学会	令和5年3月
4	コンクリート標準示方書（施工編）	〃	令和5年9月
5	農業水利施設の補修・補強工事に関するマニュアル【開水路編】	農林水産省農村振興局整備部設計課	令和5年3月

(貸与資料等)

第2-4条

本業務における貸与資料は、次のとおりとする。

分類	貸与資料	数量	対象施設
報告書	令和6年度 和賀中央農業水利事業 支線用水路他設計業務	一式	村崎野幹線用水路ゲート
報告書	令和4年度～令和5年度 和賀中央農業水利事業 下堰幹線用水路他ゲート施設実施設計その他業務	一式	猿田幹線用水路末端分水工ゲート
報告書	令和4年度 和賀中央農業水利事業 和賀中央地区河川協議方針検討他業務	一式	石羽根除塵機塵芥処理施設
その他	国営和賀中央土地改良事業計画書	一式	
その他	国営土地改良事業 和賀中央地区全体実施設計書	一式	

（参考図書、貸与資料の取扱い）

第２－５条

第２－３条及び第２－４条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。

- １．参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- ２．参考図書は、設計作業時点の最新版を用い設計作業中に改訂された場合は、監督職員と協議するものとする。
- ３．貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

第３章 作業内容

（作業項目及び数量）

第３－１条

本業務における作業項目及び数量は、次表に示すとおりである。

なお、その詳細は、別紙－２【作業項目一覧表】に示すものとする。

設計作業項目表

作業項目	数量	備考
１．積算参考資料作成	一式	
２．石羽根除塵機塵芥処理設備 補足設計	一式	

（作業の留意点）

第３－２条

作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。

- １．現地調査を行い、貸与資料の内容を十分把握するとともに、現場条件を考慮のうえ、本業務の作業を行うものとする。なお、現地踏査等施設の状況確認においては、できる限り施設管理者の同行により意見・助言を受けて実施するものとする。
- ２．貸与資料の内容を十分理解のうえ、施工歩掛、施工機械の選定等を行うものとする。
- ３．施工計画（仮設工事計画を含む。）及び工事工程表の修正にあたっては、施工性及び経済性を考慮、検討のうえ、監督職員と協議し、作成するものとする。
- ４．設計に当たっては、造成される施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。
- ５．電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- ６．施工上特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図面に記入するものとする。
- ７．第２－３条、第２－４条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- ８．設計にあたっては、最新の新素材、新工法などの技術情報の収集に努めた上で、比較検討を行う。新技術や新工法等の選定にあたっては、農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）及び新

技術情報システム（NETIS）等を積極的に活用しなければならない。

- ・農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）については、

http://www.nn-techinfo.jp/mdb_web/MdbTop.do を参照。

- ・新技術情報システム（NETIS）

<http://www.netis.mlit.go.jp/NetisRev/NewIndex.asp> を参照。

9. 対策内容の検討にあたっては、事業への適用性や施設管理者の管理体制等を総合的に検討する。
10. 数量計算にあたっては、「工事工種の体系化」に基づき作成するものとする。なお、「工事工種の体系化」に該当しない工種や用語については、監督職員と協議するものとする。
 - ・「工事工種の体系化」は
http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi_kousyu/を参照。
11. 対象施設のほか、事業を進めるにあたって検討が必要となった施設について変更追加する場合がある。

（業務の成果品質確保対策）

第3－3条

契約後業務着手時並びに最終打合せ時において、受発注者間の設計方針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項並びに「業務の成果品質確保対策」（農水省 WEB サイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。

1. 業務確認会議

業務の着手時に、管理技術者・担当技術者並びに事業所長、次長、担当課長、主任監督員（主催）、監督員、工事担当者が、設計方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑な推進と成果物の品質確保を図るものとする。

- （1）業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を行う会議を開催するものである。なお、確認事項については変更する場合がある。

- 1）設計条件・前提条件

- 2）業務計画の妥当性

- 3）スケジュール

- 4）設計変更内容

- 5）その他：事業間連携、資材選定チェック、コスト縮減、環境対策等の促進等

- （2）会議の開催については、監督職員が指示するものとする。なお、開催時期の変更、開催回数の追加が必要な場合は、監督職員と協議するものとし、規定の打合せ時以外に開催する場合の費用については、必要に応じ設計変更で計上する。

2. 合同現地踏査

管理技術者・担当技術者並びに事業所長、次長、担当課長、主任監督員（主催）、監督員、工事担当者が、必要に応じて合同で現地踏査を行うことにより、設計条件や施工の留意点、関連事業の情報、設計方針の明確化等、情報共有を図る。

3. 会議費等経費

「業務確認会議」に必要な経費は現行での初回打合せ経費に、「合同現地踏査」に必要な経費については現行歩掛での現地調査経費に含まれている。

4. 当該業務成果による工事発注の際に、別途工事の受発注者が当該工事に対する「工事の施工効率向上対策」（農水省 WEB サイト）による工事円滑化会議及び設計変更確認会議を開催すること

としており、同会議に出席要請があった場合には応じるものとする。なお、出席に必要な経費については、別途契約により対応することとする。

5. 業務確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。

第4章 打合せ

(打合せ)

第4-1条

共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初 回	作業着手前の段階
第2回	中間打合せ（補足設計関係資料把握後の段階）
第3回	中間打合せ（積算参考資料作成とりまとめ段階）
最終回	報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打ち合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度、内容について監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、別紙-3に記載されている割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は、共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

第5章 成果物

(成果物)

第5-1条

成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

1. 成果物の電子媒体（CD-RもしくはDVD-R） 正副2部
このほか、この成果物に含まれる個人情報等の不開示情報について、その該当箇所を黒塗り等にする措置を行い、電子媒体（CD-R、若しくはDVD-R）により別途1部を提出するものとする。
2. 成果物の出力 1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）
なお、前記で黒塗り等の措置を行った成果物の出力は不要とする。

(成果物の提出先)

第5-2条

成果物の提出先は、次のとおりとする。

岩手県北上市鍛冶町1丁目11-58 東北農政局和賀中央農業水利事業所

第6章 契約変更

(契約変更)

第6－1条

業務請負契約書第17条から20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

1. 第2-2条に示す「設計作業条件」に変更が生じた場合
2. 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
3. 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合
4. 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合
5. 履行期間の変更が生じた場合
6. 関係機関等対外的協議等により設計計画等に変更が生じた場合
7. 現地調査の結果、補足設計が必要となった場合
8. その他

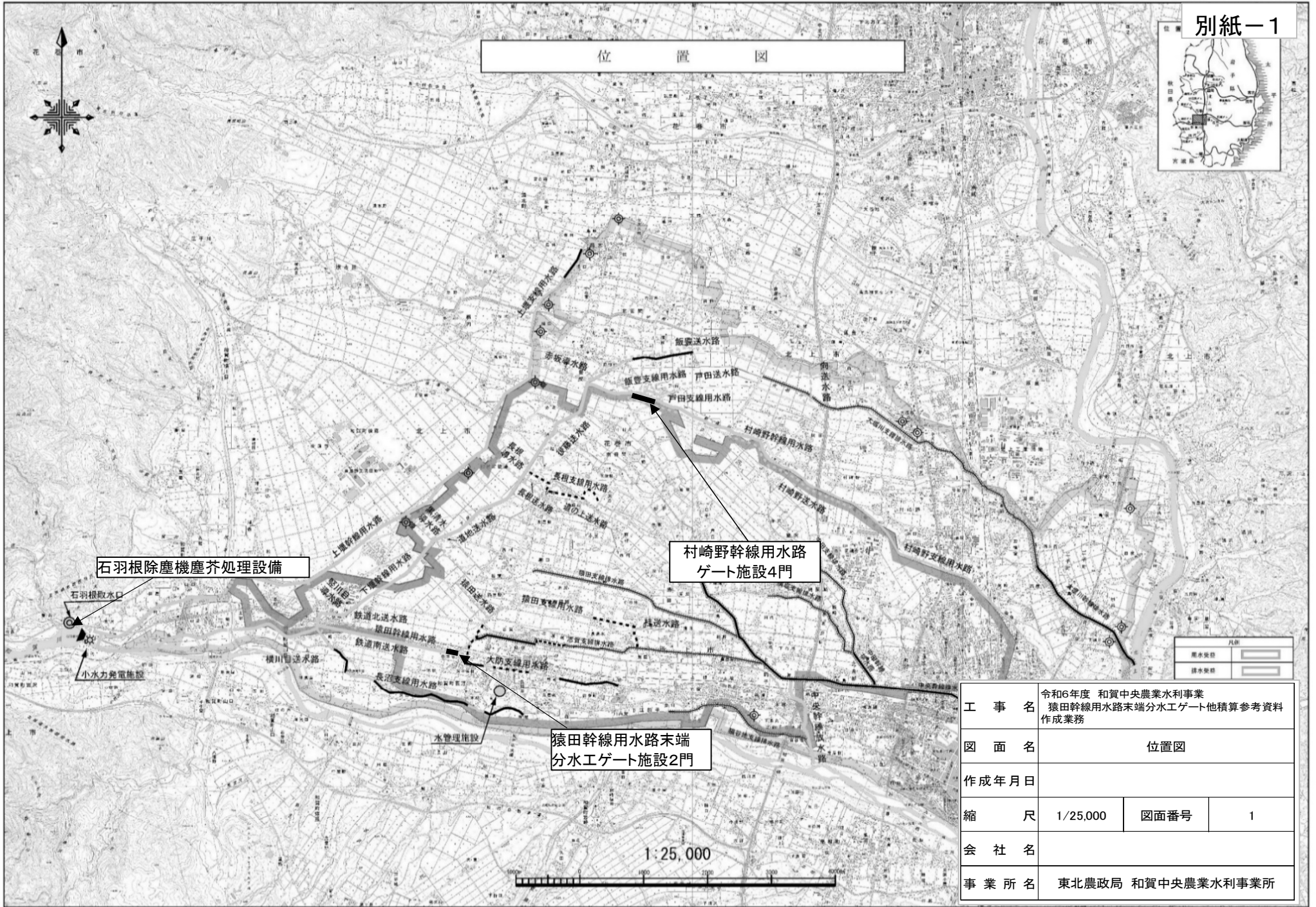
第7章 定めなき事項

(定めなき事項)

第7－1条

この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

位置図



凡例	
用水管線	
排水管線	

工 事 名	令和6年度 和賀中央農業水利事業 猿田幹線用水路末端分水工ゲート他積算参考資料 作成業務		
図 面 名	位置図		
作 成 年 月 日			
縮 尺	1/25,000	図面番号	1
会 社 名			
事 業 所 名	東北農政局 和賀中央農業水利事業所		

作業項目一覧表

１．積算参考資料作成 門数６門

作業項目	作業内容	作業実施欄
１．現地調査	対象工事の実施設計業務報告書（以下「実施設計業務報告書」という）に基づき現地を確認する。	○
２．設計関係資料把握	実施設計業務報告書から本業務の作業（工事）範囲の確認、照合作業を行うとともに作業計画を樹立する。	○
	ａ．実施設計業務報告書（数量計算を除く）	○
	ｂ．設計図	
	ｃ．数量計算書	
３．設計図作成	実施設計業務報告書の設計図（仮設図含む）を修正し、工事発注図面を作成する。ここでいう修正とは、工区割りによる修正、施工範囲の明示、図面タイトル修正をいう。	○
４．見積徴集用図面の作成	実施設計業務報告書の設計図（仮設図含む）を修正し、見積用図面を作成する。ここでいう修正とは、工区割りによる修正、施工範囲の明示、図面タイトル修正をいう。	○
５．数量計算書作成	実施設計業務報告書の数量計算書（鋼材別・規格別）を工区割りに合わせて取りまとめる。	○
６．施工計画書作成	実施設計業務報告書の施工計画（仮設計画図）及び工事工程表の修正を行う。	○
７．特別仕様書の作成	提示する類似工事の例を見本として特別仕様書（現場説明書含む）を作成する。	○
８．積算資料及び施工単価条件の作成	各工種において、積算の根拠（施工歩掛、施工機械の選定等）資料及び施工単価条件の選定資料を作成する。	○
９．道路協議（予備協議）資料の作成	工事に使用する道路敷の一時占用面積を算定し、道路協議（予備協議）を実施する資料（図面・一時占用面積求積）を行う。	○
10．点検とりまとめ	数量計算、図面の点検とりまとめ及び報告書作成を行う。	○

２．石羽根除塵機塵芥処理設備の比較検討 補足設計

作業項目	作業内容	作業実施欄
１．現地調査	設計に必要な調査を行う。	○
２．資料の検討	設計に必要な資料収集及び貸与資料の内容を把握する。	○
３．対策工法の検討	貸与資料（過年度業務成果）の内容を十分に把握し、塵芥設備の対策工法の検討を行う。	○
４．設計諸元検討会資料の作成	塵芥処理設備の設計諸元検討会（類似する除塵機例を見本として）作成する。	○
５．構造図作成	構造一般図、詳細図を作成する。	○
６．平面図作成	一般平面図、仮設計画図を作成する。	○
７．数量計算	材料別・規格別、仮設工材料等、詳細数量計算を行う。	○
８．施工計画	施工基本方針の検討、工事用道路計画、その他仮設計画、全体工程計画及び工期算定を行う。	○
９．概算工事費積算	各工種の単価を作成し、概算工事費を算定する。	○
10．総合検討	上記の各作業について総合的に検討する。	○
11．点検とりまとめ	構造計算、数量計算、図面の点検とりまとめ及び報告書作成を行う。	○

【割合】

予定価格算出の基礎となった同表 A～D までに掲げる額の合計額に 100 分の 110 を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が 10 分の 8.1 を超える場合にあっては 10 分の 8.1 とし、10 分の 6 に満たない場合にあっては 10 分の 6 とするものとする。

業務区分	A	B	C	D
建設コンサルタント（土木関係のもの）	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額	一般管理費等の額に 10 分の 5 を乗じて得た額